

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集

高齢者の身体を疑似体感
運転マナーが格段にアップ

サンエイ

ニュース

登録産業保健機関を制度化

厚労省 メンタルヘルス対策支援の強化へ

トピックス

土止め支保工をなくしリスク低減

前田建設工業関西支店三宝西作業所

WEB版はカラーでご覧になれます!!
WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

No.2174

2012

11 / 15



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21高知会
秋山社会保険労務士事務所

所長 秋山直也

第141回

退社時に会社の郵便物をポストに入れようとして足首を負傷

■ 災害のあらまし ■

従業員Aは会社から約300メートル離れたバス停まで歩いて帰宅しているが、途中にポストがあるため、退社時に会社の郵便物をいつもAが投函していた。先日ポストに投函する前に、道路の段差につまずいて足首を骨折した。

会社としては帰宅途中のついでに用務であり、通勤災害にあたりと判断し、通勤災害として労災の申請をしようとしていたところ、Aから会社の郵便物をポストに投函する途中の災害であるから業務上の災害ではないかとの問い合わせがあった。

■ 判断 ■

Aの被災が労災保険上、業務上の災害として扱われるのか、それとも通勤災害に該当するものなのかということ判断することになるが、今回の場合、業務遂行性があると考えられるため、業務上と判断された。

■ 解説 ■

通勤は、労働者が労働提供のために事業主の定める場所と住居との間を往復する途中で被った災害で、労働者の業務に必然的に伴うものであり、業務と密接な関連性を持っているとはいえ、一般には、いまだ事業主の支配下にあるとはいえないことから業務遂行性はないことになる。

したがって、その間に発生した災害は、業務遂行性が認められないため、一般的に通勤災害として取り扱われる。

今回の災害は、退勤途上に発生した災害であるため、業務災害というよりは通勤災害に当たるように考えられる。しかし、通勤途上の災害であっても、次のような場合には業務遂行性が認められ、業務上の災害

として取り扱われる。

① 事業主が提供する専用交通機関を使って出退勤を行う場合。

専用交通機関とは、駅から会社までマイクロバスが送迎してくれるような場合をいう。なお、従業員の通勤専用利用されている交通機関であれば、事業主の所有または保有するものであるかは問わず、また第三者と運行契約をしているものであってもかまわない。

② 出勤または退勤の途中に用務を行う場合。

これは次のような点から業務遂行性があるかどうかを判断することになる。

(イ) 事業主の業務命令があったかどうか、明示の業務命令はなかったとしても、当該労働者として職務上当然行うことが予想される用務であったかどうか。

(ロ) 用務の遂行にあたり、通常の退勤時間、通勤順路、通勤方法として著しく異なった時間、順路、方法などによる必要があったかどうか。

以上の点について積極的に解すべき事情があれば、一般にその間に発生した災害は業務災害と認定されることになる。

過去の事例でも、大工が退勤時、仕事道具の保管のため、事業現場と自宅との途中にある事業主宅へ立ち寄りよう特命を受けて赴く途上、用水路へ転落し溺死した事故が業務上と判断された事例や、工場長から私的な通勤手段確保のため、最寄りの駅まで会社所有の自転車の運搬を命じられた職員が、その自転車に乗って帰宅の途上にある最寄りの駅に向けて進行中に溝に落ちて負傷した事故でも、私用のための依頼と認識していたとしても工場長から特命を受けている以上、これに従った行為には業務遂行性があるとして業務上の災害と判断され



た。

また、家庭科担当教諭が謝恩会用の材料を購入して登校する途上の事故については、「本件は、謝恩会の用務を行うこと自体は必ずしも校務でないとはいえないが、料理材料の購入または注文を時間外に行うべき理由も乏しいこと等の事情からすれば、業務上の負傷と認めることは困難である」として業務外の判断を示した。

このように、通勤途上の災害は業務上となるか否かの判断は、業務遂行性の有無によってなされることになる。

今回の災害は、被災したAが退勤途中に郵便物をポストに投函する行為について、事業主の積極的特命を受けていたかどうかだが、Aがいつも会社の郵便物を取りまとめる職務についていたと考えられる。

したがってAの行為は、会社の労働者として職務上当然行うことが予想される用務といえるので、その行為中に被った災害は業務上の災害に当たると考えられる。

今回の事故はポストに投函する途中で起きた事故なので業務災害となるが、もしもポストに投函した後の帰宅途中に起きた事故であれば通勤災害として適用されることになる。